

いの町再生可能エネルギーマスタープラン策定事業プロポーザル実施要領

(注意事項)

本事業は、総務省の「分散型エネルギーインフラプロジェクト（マスタープラン策定事業）」により実施するもので、それが採択されない場合には、実施しないことを了承の上、応募すること。

1 目的

この実施要領は、いの町再生可能エネルギーマスタープラン策定事業（以下「本業務」という。）の契約の相手方となる事業者をプロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定めるものです。

2 業務概要

- | | |
|-----------|--|
| (1) 業務名 | いの町再生可能エネルギーマスタープラン策定事業 |
| (2) 業務の目的 | いの町再生可能エネルギーマスタープラン策定事業企画提案
仕様書のとおり |
| (3) 業務内容 | |
| (4) 業務期間 | 契約締結日から令和6年2月29日まで |

(5) 事業規模（提案限度価格）

金19,998,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

ただし、この金額は、提案内容の規模を示すものであり、契約時の予定価格を示すものではないことに留意してください。

3 実施形式

本プロポーザルは、公募型で実施します。

4 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる参加資格要件を全て満たしている必要があります。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始の申立て、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）に基づく特定債務等の調整に係る調停の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てのいずれも行っていない者であること。
- (3) 会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は破産法（平成16年

- 法律第 75 号) に基づく破産の申立てがなされている者でないこと。
- (4) いの町一般競争（指名競争）入札参加資格を有している者であること。
- (5) いの町建設工事指名停止措置要綱又は指名回避措置基準要領に基づき資格停止等の措置を受けていない者であること。
- (6) いの町の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則第 2 条第 2 項第 5 号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。
- (7) 日本国内に主たる営業所を有する者であり、四国内（島しょ部を除く。）に常勤の職員を配置する本店、支店等を有し、主たる業務を履行できること。

参加者は、受託候補者決定までの間に前各項に定める参加資格の要件を満たさなくなった場合は、その参加資格を失うものとする。

5 プロポーザル実施スケジュール

本プロポーザルは、次のスケジュールで実施します。

① 公募型プロポーザル実施公告	令和 5 年 5 月 8 日（月）
② 実施要領等に関する質疑受付	令和 5 年 5 月 8 日（月）から 令和 5 年 5 月 10 日（水）まで
③ 実施要領等に関する質疑回答	令和 5 年 5 月 12 日（金）
④ 参加申込書の提出期限	令和 5 年 5 月 18 日（木）
⑤ 参加申込者の確認結果の通知	参加申し込み受付後、1 週間以内
⑥ 企画提案書等の受付期間	参加資格審査結果通知書受理日から 令和 5 年 5 月 31 日（水）まで
⑦ 企画提案書の審査	令和 5 年 6 月 5 日（月）予定
⑧ 審査結果の通知	令和 5 年 6 月 8 日（木）予定
⑨ 業務委託契約の締結	令和 5 年 6 月 14 日（水）予定
⑩ 審査結果等の公表	令和 5 年 6 月 16 日（金）予定

6 参加手続

(1) 実施要領・仕様書等の確認

- ① 公表日 令和 5 年 5 月 8 日（月）
- ② 公表方法 いの町公式ホームページ
- ③ 配布方法 本プロポーザルに係る実施要領等の関係書類は、いの町ホームページからダウンロードにより配布します。
- ④ 質問の受付及び回答

1) 質問方法

実施要領、仕様書等に係る質問は、質問票（様式 1）によるものとし、電子メールにより提出してください。

2) 受付期間

公告日から令和5年5月10日（水）17時までとします。

3) 提出先

いの町環境課 担当 曾我部

E-mail kankyou@town.ino.lg.jp

4) 提出方法

質問書に質問事項を記載のうえ、電子メールで送付し、電話で着信確認を行ってください。なお、口頭による質問は受け付けません。

5) 回答方法

令和5年5月12日（金）9時以降に、町公式ホームページに掲載します。

(2) 参加申込書の提出

① 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領、仕様書及びいの町契約規則等の各規定を理解した上で、次のとおり必要書類を提出してください。

1) 参加申込書（様式2）

（共同体で参加する場合各代表者印を押印）

2) 参加資格要件確認書（様式3）

（共同体で参加する場合参加事業者すべて同様に記載）

3) 法人、事業所等の概要が分かるもの

（共同体で参加する場合参加事業者すべて同様に提出）

② 提出期限

令和5年5月18日（木）17時必着

③ 提出場所

〒781-2192 高知県吾川郡いの町1700番地1 いの町環境課

④ 提出方法

郵送又は持参

※郵送による場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等により申込書類等が提出先に到達しなかったことによる異議を申し立てることはできません。

⑤ 提出部数

提出書類各1部

⑥ 参加資格確認結果

参加申込書提出者に対し、参加資格審査結果を通知します。

(3) 企画提案書等の提出

① 提出書類

本プロポーザルの参加者は、次のとおり企画提案書等を提出してください。

1) 企画提案書（様式6）

2) 添付書類

- ・ 事業者概要（様式7）
- ・ 業務の実施方針（様式8）
- ・ 業務実施体制（様式9）
- ・ 当該業務のスケジュール表（任意様式）
- ・ 企画提案（様式10）

※記載内容については明瞭かつ具体的な記載とし、専門知識を要しない者に対して配慮してください。また、専門用語、略語等に関しては、説明を付記するなど、分かりやすい記載を心掛けてください。

3) 見積書（任意様式）

② 提出期間

参加資格審査結果通知書受理日から令和5年5月31日（水）まで

※受付時間帯は、閉庁日を除く9時から17時までとします。）

③ 提出場所

〒781-2192 高知県吾川郡いの町1700番地1 いの町環境課

④ 提出方法

郵送又は持参

※郵送による場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等により申込書類等が提出先に到達しなかったことによる異議を申し立てることはできません。

⑤ 提出部数

提出部数は、正本1部、副本11部とします。

(4) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書等を提出した事業者を対象に、提出書類に基づくプレゼンテーション及びヒアリングを行います。プレゼンテーションは、提案書受付順に実施します。なお、企画提案書の提出者が1者の場合でも、当該企画競争は成立するものとし、

①実施日時 令和5年6月5日（月）詳細日程については、別途参加者に通知

※都合により変更する場合があります。

②会 場 いのホール（いの町役場1階）

※オンラインによるプレゼンテーションも可能

- ③提案方法 次の時間配分により参加者ごとに提案資料の内容を説明してください。説明20分、質疑応答10分 合計30分
- ④その他 提案説明に必要なスクリーン、ホワイトボード、プロジェクターは当町で用意します。その他機材を使用する場合は、提案者が用意してください。
- オンラインによるプレゼンテーションの場合は、5月31日（水）までに担当までご連絡ください。また、会場のいのホールには1名以上が参加してください。会場は電波状態が脆弱であるため、当町のフリーWi-Fiをご利用ください。

7 受託候補者の選定

(1) 選定手順

審査委員会の設置

企画提案書等の審査は、町が設置する「いの町再生可能エネルギーマスタープラン策定事業プロポーザル審査委員会」が行います。

(2) 審査方法

審査は、業務実績、業務実施体制、企画提案内容（プレゼンテーション・ヒアリング内容）等を審査基準に基づき総合的に評価します。

審査委員1名あたり100点満点とし、合計1000点満点で、各審査委員の採点の合計点が最も高い者を受託候補者とします。なお、審査委員が審査委員会を欠席した場合は、出席した委員の合計点を満点とします。ただし、出席した全委員の平均得点が60点に満たない場合は、要求水準を満たしていないと判断し候補者としません。なお、参加申込者が1者であった場合も、審査を行うものとします。

(3) 受託候補者の決定

各審査委員の評価点の合計点が最も高い提案を行った事業者を、受託候補者として選定します。また、選定された受託候補者と事業実施についての協議が整わないと判断した場合は、評価点の次点者と受託候補者の決定に向けた交渉を行います。なお、同点の場合は、下記の順位付けの条件のとおりとします。

<順位付けの条件>

- ① 出席した全委員の合計点数が最高得点の者
- ② ①が複数ある場合、審査項目のうち、「提案内容」の点数の合計が最も高い者
- ③ ②が複数ある場合、審査項目のうち、「業務体制・実績」の点数の合計が最も高い者
- ④ ③が複数ある場合、見積書の金額が低い者

8 審査結果

審査結果は、令和5年6月16日（金）以降、町公式ホームページで公表するとともに、プロポーザル参加者全員に「審査結果通知書」を文書で送付します。なお、審査結果等についての異議申し立ては受け付けませんので、あらかじめご了承ください。

9 契約に関する事項

(1) 提案内容の調整

受託候補者の企画提案書等の記載内容が、原則として契約締結時の業務内容となりますが、本業務の目的達成のため、受託候補者との協議により、内容を修正・変更する場合があります。

(2) 契約の締結

選定された受託候補者との協議が整い次第、いの町契約規則に基づいて契約を締結することとします。なお、受託候補者との契約締結ができないと判断した場合は、評価点の次点者と契約締結に向けた交渉を行います。

10 提出書類の取扱い

(1) 提出された全ての書類は返却しません。

(2) 提出後の差し替え及び追加・削除は一切認めません。

(3) 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザルに係る審査以外には利用しません。

(4) 町が追加資料の提出を求めることがあります。

11 情報公開及び提供

町は企画提案者から提出された企画提案書等について、いの町情報公開条例の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとします。ただし、業務を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合があります。なお、本プロポーザルの受託候補者決定前において、その決定に影響が出る恐れがある情報については、決定後の開示とします。

12 留意事項

(1) 失格事項

参加申込書、企画提案書等の提出された書類について、次の条件のいずれかに該当する場合は、提出書類の全てを無効とし、その者を失格とします。

① 提案を行った事業者が、参加資格要件を満たさなくなった場合

② 提出書類に不備又は虚偽の記載等があった場合

③ 実施要領等で示された提出書類について、提出期日、提出場所、提出方法、

書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

- ④ 審査の公平性に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
- ⑤ 説明会又はヒアリング等を開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合
- ⑥ 見積金額が実施要領に示している事業規模（提案限度価格）を超える場合
- ⑦ 公告及び実施要領等に違反すると認められた場合
- ⑧ 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合

(2) その他の留意事項

その他の留意事項は次のとおりです。

- ① 企画提案書の作成及び提出、その他プロポーザルに要する経費は、原則として参加者の負担とします。
- ② 緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがあります。この場合において、本プロポーザルに要した費用を町に請求することはできません。
- ③ 企画提案書は、1事業者につき1案とし、複数の提案はできません。
- ④ 提出された参加申込書、企画提案書等は返却しません。
- ⑤ 提出期限後における参加申込書、企画提案書等の差し替え又は再提出は認めません。（町からの指示があった場合を除く。）
- ⑥ 手続きにおいて用いる言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨とします。
- ⑦ 参加申込書の提出後又は企画提案書の提出後に参加を辞退する場合は、速やかに書面（様式5）により、担当課へ届け出てください。
- ⑧ 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとします。ただし、町が受託候補者の選定に必要な範囲において、無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとします。また、情報公開請求があった場合は、いの町情報公開条例に基づき公開することがあります。
- ⑨ 参加申込者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできません。
- ⑩ 企画提案書に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した場合、生じた責任は企画提案書の提出者が負うものとします。
- ⑪ 電子メール等の通信事故については、町はいかなる責任も負いません。

13 問い合わせ先

所在地	〒781-2192 高知県吾川郡いの町1700番地1
担当部署	いの町環境課 担当：曾我部
電話番号	088-893-1160
FAX 番号	088-893-1212
E-mail	kankyou@town.ino.lg.jp

○プロポーザルにおける審査項目

審査項目		審査基準	配点
業務体制・実績	担当者の配置、役割分担等	業務体制について、役割や責任を明確化し、実働人員の確保、業務実施に向けての十分な体制が示されているか	10
	同種業務の受託実績	他自治体で類似業務を行った実績はあるか	10
提案内容	企画提案内容	当事業を理解した提案内容となっており、マスタートプラン策定のための各調査や検討方法について、具体的に示されているか	15
		対象地域の需要家を想定し、再生可能エネルギー設備導入の検討を行っているか	15
		本町の現状が十分に理解され、実現可能性の高い、具体的な施策案が提案されているか	15
		本町の現状を踏まえ、再生可能エネルギー導入と同時に地域課題を解決する方向性が描かれているか	15
	業務実施スケジュール	適切に委託業務が遂行できるスケジュールとなっているか	10
提案能力	資料作成力、取組姿勢・意欲	提案資料等はわかりやすく、本業務に対する取組姿勢が積極的であるか	5
	プレゼンテーション	提案説明及び質問に対する応答が適切かつ明快か	5
合 計			100